承認第4号

専決処分の承認について (関市都市計画税条例の一部を改正する条例)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、次の とおり専決処分したから、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求 める。

令和4年4月15日提出

関市長 尾 関 健 治

専決第6号

関市都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法(昭和22年 法律第67号)第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

関市長 尾 関 健 治

関市都市計画税条例の一部を改正する条例

関市都市計画税条例(昭和32年関市条例第6号)の一部を次のように改正する。

附則第2項(見出しを含む。)中「附則第15条第16項」を「附則第15条 第15項」に改める。

附則第3項(見出しを含む。)中「附則第15条第34項」を「附則第15条 第33項」に改める。

附則第4項(見出しを含む。)中「附則第15条第35項」を「附則第15条 第34項」に改める。

附則第6項中「100分の5」の次に「(商業地等に係る令和4年度分の都市 計画税にあっては、100分の2.5)」を加える。

附則第12項中「附則第7項」を「附則第6項、第7項」に、「前項の」を 「同項の」に改める。

附則第13項中「第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで若しくは第43項」を「第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで若しくは第40項」に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。 (経過措置)
- 2 この条例による改正後の関市都市計画税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、 なお従前の例による。